屋での薬について

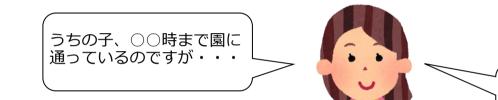
原則として、薬のお預かりはできません。医師の診断を受ける時は、お子様の保育時 間と、園では原則として薬の使用が出来ないことをお伝え下さい。

1日3回の薬が必要な場合は、登園前・帰宅時・就寝前の使用でもよいか、 医師にご相談ください。

医師の指示にて園での服用が必要とされる場合は、園所定の用紙に記入の上、 申し出てください。

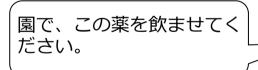
園での薬の管理には限界があることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

① 主治医の診察を受ける際、お子さんが園に在園しており、園では原則として 薬の使用ができないことをお伝え頂き、ご家庭のみでの投薬に 調整できないかを相談してください。



園でお薬を飲まなくてよい 方法はありませんか?

② 薬は、お子さんを診察した医師の指示に基づいた薬だけになります。





- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。 (市販薬・以前病院から処方された薬など・・)
- ④ 保護者が投薬依頼書を記入し、職員室まで声をかけてください

投薬依頼書

園児氏名 保護者氏名

印

⑤ 内服は、1回分のみお預かりします。

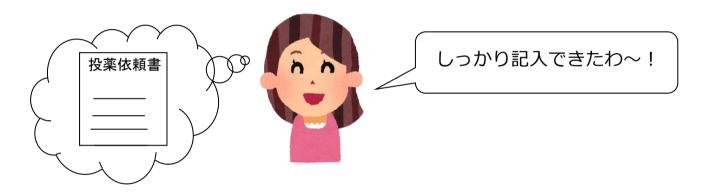
このようにお預かりさせて頂きます

① 内服する薬は、**1回分のみに小分け**して容器・包紙に必ずお子さんの名前を記載してください。

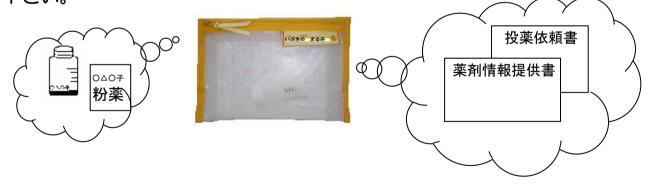


粉薬は、1回分を 準備して下さい。

②投薬依頼書に記入もれがないように記入してください。



③ 園へ提出する際は、「**くすり袋」に、薬・投薬依頼書・薬剤情報提供書を入れて** 下さい。



④ 薬の提出は、必ず保護者の方が、職員室に声をかけて、直接手渡してください。



屯用薬について

屯用薬とは・・・

症状が出たときに必要に応じて薬を使用する用法薬です。 あくまで即効性のある薬によって症状を一時的に抑える療法で、適切な用量や使用間隔などを守って 使用するなどに留意する必要があります。

園では、ダイアップ座薬、抗アレルギー剤、痒みを抑える軟膏 などをお預かりしています。

屯用薬をお預かりする場合は、必要な内容について十分話し合いを行い お預かりしています。

そのため

医師の指示書と保護者の同意書が必要になります。(別紙あり)



文書料等の諸経費は保護者負担となる場合がありますのでご了承ください。 預かる期間は最長1年間とし、それ以上必要であれば医師に新たに指示書を記入してもらいます。

原則、使用した場合そのまま引き続き保育は行っておりませんので 速やかにお迎えをお願いします。

くエピペン注射薬について>

エピペンをお預かりする場合、投与のタイミングや、その後の対応について 保育教諭と保護者が十分話し合いし、お預かりしています。

医師の指示書と保護者の同意書が必要になります。(別紙あり) (文書料などの諸経費は保護者負担となる場合がありますのでご了承ください。

エピペンをお預かりした場合、市に報告しております。 教育委員会は、和泉市消防署に報告しています。

